

鬼北町最低制限価格制度実施要綱の一部改正について

令和4年7月1日から施行することとなりました。

鬼北町最低制限価格制度実施要綱(平成24年鬼北町告示第10号)新旧対照表

現行			改正後		
別表（第3条関係） 調査基準価格の算定方法			別表（第3条関係） 調査基準価格の算定方法		
区分	計算方法	備考	区分	計算方法	備考
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.10$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に8／10を乗じて得た額を下回る場合には、予定価格に8／10を乗じて得た額を最低制限価格とする。	土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に7.5／10を乗じて得た額を下回る場合には、予定価格に7.5／10を乗じて得た額を最低制限価格とする。
建築工事 (建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む)	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.10$		建築工事 (建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む)	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.10$	